



# 長野県報

2月3日(月)  
平成26年  
(2014年)  
第2544号

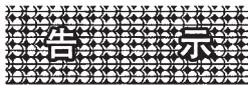
## 目次

### 告示

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....  | 1 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課)..... | 1 |
| 公共測量の実施(建設政策課).....            | 2 |

### 公告

|  |   |
|--|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課).....        | 2 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(3件)(経営支援課).....  | 2 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(経営支援課)..... | 4 |
| 皆伐面積の限度(森林づくり推進課).....                       | 6 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(会計課).....                    | 6 |
| 一般競争入札(4件)(企業局).....                         | 7 |
| 正誤(森林づくり推進課).....                            | 9 |



### 長野県告示第36号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡天龍村平岡1485のイ
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第37号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岡谷市川岸字唐沢5211の5
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第38号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点復元測量）
- 2 作業期間  
平成25年12月26日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域  
上田市

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まちづくりネット ちくま社中
- 3 代表者の氏名  
松林和彦
- 4 主たる事務所の所在地  
千曲市大字寂蒔925番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、千曲市及び周辺地域を対象として、人的資源・地域資源などの地域力を活用し、人が集い、つながりが生まれ、情報が交わる多彩な市民の活動を支援することにより、地域コミュニティの再生・創出、人材育成、市民の健康増進、地場産業の振興、地域の活性化などに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成26年1月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人コミュニティビジネスネットワーク長野
- 3 代表者の氏名  
石田浩也
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市新田町1464 第1銀座ビル2階
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域を取り巻く諸問題を解決していこうとする市民・企業・地域経済団体・大学・金融機関・中間支援機関・行政・諸団体などとの協力及び協働によって、地域コミュニティを基盤とした新しいビジネスの育成を目指し、コミュニティビジネスの総合的なコーディネート機関として、雇用機会拡大・職業能力の開発・まちづくり・地域活性・社会起業・文化振興が相互に補完し合うことでより強く地域を取り巻く課題の解決が進み、活力ある地域発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西源上田築地店  
上田市大字築地字祭之神681-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西源  
松本市小屋南2-9-25
- 3 変更する事項

- (1) 建物を設置する者の名称等  
(変更前)

| 名称     | 代表者氏名  | 住所            |
|--------|--------|---------------|
| 株式会社西源 | 西村 源一郎 | 松本市大字芳川小屋71-2 |

(変更後)

| 名称     | 代表者氏名 | 住所           |
|--------|-------|--------------|
| 株式会社西源 | 大賀 昭司 | 松本市小屋南2-9-25 |